

○湖周行政事務組合職員の分限、定年、懲戒、服務、勤務時間その他勤務条件並びに給与、特殊勤務手当、退職手当及び旅費等に関する条例

平成 23 年 9 月 1 日

条例第 5 号

(職員の分限等)

第 1 条 湖周行政事務組合職員の分限、定年、懲戒、服務、勤務時間その他勤務条件並びに給与、特殊勤務手当、退職手当及び旅費等については、別に定めのあるものを除き、岡谷市の次に掲げる条例を準用する。

- (1) 岡谷市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和 27 年岡谷市条例第 2 号）
- (2) 岡谷市職員の定年等に関する条例（昭和 59 年岡谷市条例第 2 号）
- (3) 岡谷市職員の懲戒手続及び効果に関する条例（昭和 27 年岡谷市条例第 4 号）
- (4) 岡谷市職員の服務の宣誓に関する条例（昭和 26 年岡谷市条例第 5 号）
- (5) 岡谷市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和 26 年岡谷市条例第 6 号）
- (6) 岡谷市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成 7 年岡谷市条例第 2 号）
- (7) 岡谷市職員の給与に関する条例（昭和 26 年岡谷市条例第 4 号）
- (8) 特殊勤務手当に関する条例（昭和 34 年岡谷市条例第 15 号）
- (9) 岡谷市職員の退職手当に関する条例（昭和 31 年岡谷市条例第 12 号）
- (10) 岡谷市職員の旅費等に関する条例（昭和 35 年岡谷市条例第 21 号）

(派遣された職員の給与)

第 2 条 この湖周行政事務組合を組織する市町から派遣された職員（以下「派遣職員」という。）の給与については、当該派遣職員を派遣した市町の条例を準用する。

(補則)

第 3 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、組合長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。